

## 平成22年度第4回入札監視委員会議事録

平成22年12月10日  
関東森林管理局 4階中会議室

- 1 開会
- 2 委員及び出席者の紹介
- 3 総務部長あいさつ
- 4 委員長あいさつ
  
- 5 報告事項  
(資料説明 1～5：資料1～資料6)  
(参考資料説明：参考資料1～参考資料4)
  
- 6 抽出事案の説明  
前回質問事項の説明

(石井委員)

造林事業の下刈りで不落随契が2件あるが、再公告含め2回入札をしているが、もう一回はできないのか、下刈りに期間があるということか。

(森林整備課長)

下刈りの事業実行時期については適期が8月いっぱいということで、それ以降になると下刈りの効果がなくなる。

該当案件については、6月と7月に2回入札を実施したが不落となった。8月以降の入札、契約では事業実行が危惧されると判断したことから随意契約としたものである。

(石井委員)

資料の中で幾つかの下刈りの契約を見ると、再入札であるとか一者入札とか、実質競争者が1とかが多く見えることから、下刈りだけについて発注をすると業者の応札がほとんどないのではないかと。

他の役務と併せて発注するとか、少しでも業者にとって魅力のあるものにした発注の方法が良いのではないかと。

(森林整備課長)

昨年度は翌債等予算執行の関係もあり、年度当初の地拵、植付が先に発注され、下刈りだけ単独になってしまったものもあると考える。下刈り作業は炎天下での作業であり、業者からは敬遠される状況にあることから応札が少ないと考える。

署によっては他の事業との抱き合わせ等工夫しているものもあるので、次年度以降は、発注方法について指導していかなければならないと考える。

(高田委員)

低入札について、安いものを排除するものではないと思うが、場当たりに議論するのではなく、低入札というのはどういう制度であって、どういう観点で審理していくのかというような、権威づけられた統一見解はないのか。

(経理課長)

今の時点では、調査はするが排除をする規定が明確になっていない段階である。監督なり検査で品質を担保せざるを得ない状況である。一定線の基準が欲しいということで上に

は上げている。

(石井委員)

かなり難しい話だと思うが、地方公共団体の場合には最低制限価格というのがあり、それを下回ればアウトだというのがある。これは地域振興、地域の事業者の保護・育成の背景があると思うが、国の場合はそういうことはないので、最低制限価格に代わるものとして、低入札の基準を設けてるということだと思う。その場合にも地域振興等はないので個別判断とならざるをえない。

二つの制度の中間というのがあって良いと思っている。担当する側もそれぞれ個別に判断するというよりも基準があった方がやりやすい面もある。調査等が増えてくると行政の効率性というものも将来的に出てくることから、行政、事業者の双方にふさわしい制度、政治的判断も踏まえるとどこが落としどころか見えないという感想である。

(経理課長)

確かに競争性、透明性だけを追い求めると価格競争になり、品質確保という面ではあまり叩いても仕方ないというところである。調査をするにも費用も時間もかかることから効率性を考えると、明確に一定の基準があれば行政側も楽だと考える。

(松岡委員)

事業者の経営努力というのもそれぞれ違いがあり、金額で良い悪いというのは出しにくいのではないかと。

(経理課長)

確かに地元の業者等は、諸経費が少なくできるというのがあり、一概に価格だけというのではないと考える。

(淵上委員長)

例えば新潟地区での入札では、連続して受注している業者がだんだん落札率が下がってきている例がある。

1件のトータルでいくと赤字受注かもしれないが、3件まとめてみると黒字の場合があるというように、会社力もあると思うし、一律の線を引くというのは非常に難しいのではないかと。

(石井委員)

測量コンサルの落札率が50%60%というのと、予定価格制度そのものも含めてトータルに見直さなければいけないのではないかと。

予定価格というのは本来、積算してこのくらいの価格が適正だという価格であるはずだが、それが50%とか30%とかいうかたちで落札するとなると、予定価格制度そのものの信頼性ということから始まって、低入札制限があるわけで、そういうことも見なければならぬ。そこが切り込めないところでもある。

(松岡委員)

造林事業で、新規参入してきた業者が、当初50%とか30%で落札して、競争相手がいない場合というか、認められてきたらというか、落札率が80%とか90%に上がってきている例がある。これをみると明らかに低入札というものを業者の戦略として位置づけて、利用していくといったしたたかさのようなものを感じる。

(経理課長)

一概に対立候補を潰して高くしていくということまでは見えていないと考える。どうしても新規参入の時にはかなり思い切った価格で入ってくる。ただし、監督、検査で契約解

除をしている例もあるので、それなりの価格で入れないと事業が成り立たないというところにはきていると考える。

〈高田委員〉

少し観点が違うが、安ければ良いというものではないと思う。ある業界では、経営状態によっては経費削減のしわ寄せが人件費にいき、良い人材が流出しているという例がある。この業界もいづれ人材難になっていくのではないかと心配している。

（治山課長）

森林土木の事業に携わっている業者の方々の話では、事業量の減少による不況で経営は苦しく、ここ10年くらい新規採用を採っておらず、退職者の補充すらできないような状況であり、人材難というよりも、いづれ業界自体の存続が危ぶまれるような深刻な状況とのことである。

## 7 審 議

〈松岡委員〉

昨年同期の資料と比べると、治山の工事で約半分、林道工事でも件数が減って、請負比率が減っている中で、低入札の率が上がっている傾向にある。

また、明らかに工事の場所と請負業者の所在地が離れているというような例が、群馬、茨城等幾つか見受けられるが、一つの流れになっていると考えてよいのか。

〈経理課長〉

群馬、茨城の例については、応札者が7者、10者で、しかも他地域からも参入してきている。これに拘わらず、かなり低価格で入ってきているものについては、地元業者が取ったとしても、他地域からの参入もあり、競争が激しくなっていると考えている。

〈治山課長〉

昨年は大型補正があったことから件数が多かったものである。

他地域からの参入については、今まで署管内であったものを県内というように地域要件を広げてきているので、通勤できる範囲内においては、入り込むようになってきているという例はある。

（石井委員）

競争が激しくなるなかで、一者応札という例がいくつかある。注目すべきは、塩那署の治山工事の案件では4件中4件が実質競争者数1である。参考資料1の時系列の分析資料では平成20年から実質競争者数1の比率がずっと100である。競争性が高まっている中で、一方、競争の少ないところがあるということについて何か理由があれば教えてもらいたい。

（治山課長）

前々からいわれているが、会津、塩那については比較的競争性が低いという共通認識である。どうしてかというのは、限定できていないところである。

（石井委員）

林道工事における下越署の工事費内訳書の分析について、予定価格に対する工事内訳の比率が非常に大きい業者と工事内訳について1工種のみ業者があるが、1工種のみ工事内訳は基本的に許されるのか伺いたい。

(森林整備課長)

比率の大きいものについては、新規参入の業者であり、入札終了後に工事内訳書の算定内容に誤りがあった旨お詫びの電話があったと聞いている。

工事内訳について1工種のみ業者については、いままで造林、生産事業の請負を多くしてきた企業体であり、林道工事にはあまり実績がなかった事業体である。

(石井委員)

やはり発注者側としては積算を示して欲しいという前提があるところで、こういう形では中身が検証できないのではないかと。

(淵上委員長)

予定価格、最低価格、低入札価格があるが、積算する段階から積み上げていって予定価格が適正な価格と、競争上さらせば決定するであろう想像される公正な価格というようなコンセプトが何か必要であって、それが欠けているのではないかと。予定価格イコール適正価格、公正価格であれば公共事業といえども競争市場にさらせば決定するであろう均衡市場価格だとすると、きちんとした内訳がなくそれがどうでも良いということになると予定価格の正当性というのが疑われかねない。低入札価格が非合理だという批判ができないということに繋がるのではないかと。

(経理課長)

おっしゃるとおりなぜ工事内訳書を出させているかという主旨に反するので、調べて回答したい。

(高田委員)

指名停止を受けたものは、その期間中、一般競争入札に参加できるのか。

(経理課長)

その間は参加できない。

(淵上委員長)

指名停止は同じ業者が何回繰り返してもいいのか。

(治山課長)

悪質な場合は、参加資格抹消となる。

(石井委員)

樹皮剥防止ネットの購入で予定価格と契約金額が同額というのがあるが、前回、業者の方から、獣害等の防止ネットや資材の仕様について、特定の仕様があるのではないかとという苦情があったが、今回は問題はなかったのか。

(経理課長)

資材については、製品名では指定はしていないが、これ相当以上のものということで指定したところ、そこしか扱っていないということで、他に競合がなく予定価格と同じになったということだと考える。こういう例はまれなケースである。

(石井委員)

事務・業務委託で林道安全管理業務というのがあり、実質競争者数が1者或いは応札者が2者及び1者となっている。契約相手方が(社)林道安全協会ということであり、要するに身内の関係について公正であるかどうかしばしばいわれるがこの辺はどうか。

(経理課長)

参加資格についての制限のことかと思うが、参加資格について今回の資料に記載してあるなかに、技術士、技術士補、土木施工管理技士2級以上など、どれか一つあればいいというものであり、特定の業者だけを絞った条件にはなっていない。

(石井委員)

参入できる業者はいるということか。

(森林整備課長)

そのとおりである。

(石井委員)

福島署のその他役務の造林事業の案件で、入札筆記書の再度の入札金額を見ると初回の金額の1/3の額で応札し落札している例があり、理解しにくいが何か経緯があるのか。

(経理課長)

比較的参入の新しい業者であり、どうしても取ろうということで初回の結果を見て頑張ったということだと思う。通常であれば辞退していると思う。

(森林整備課長)

あまりにも額が違うので、調べてお知らせする。

(松岡委員)

役務の契約で条件調査というのがあるが、事業の内容は何か。

(森林整備課長)

造林請負事業の予定価格を作る際の積算の基礎を作ったり、請負に出す箇所の標示をするものである。

(松岡委員)

利根沼田署のその他役務の造林請負事業のつる切り、下刈り、除伐等の案件で、7件同じ事業体が落札していて、他の業者のやる気が見えないように感じるが。

(高田委員)

中小企業協同組合法に基づいた、協同組合ではないのか。組合という形をとっているが受注事務などをそこで集約しているだけで、実態はそれぞれ施業主体が違う受注ではないのか。

(総務部長)

事業体の法人化と体質強化とうことで林野庁が勧めてきた経緯がある。一般競争入札の導入で今度は一者入札の問題が生じているような実態である。

(石井委員)

磐城署のその他役務の造林請負事業の契約で一億円規模のものがあるが、規模が大きいと応札できる者が限られてしまうのではないか。

分割発注とか地域を分けるとかの発注の仕方も場合によってはあるのではないか。

(森林整備課長)

地区別、作業別に分けて発注はしているが、事業量が大きいことから、分けても大きくなっているということである。

(淵上委員長)

コンクリート谷止工というのがあるが、一基の金額はどのくらいか。

生物多様性保全で魚が上って行けるように谷止工の中央部分を取り除いたというのがあったが、どのようなものか。

(治山課長)

1基の金額は、2,000万から大きいのは1億位で、規模によって違ってくる。

利根沼田署管内の赤谷という地域で魚が上って行けるようにと谷止工の真ん中の部分を基礎から取り除いた実験的な施設を作った。

(松岡委員)

参考資料4の新潟地区における応札状況の資料であるが、流れが分かるので大変だと思いが続けてほしい。

また、先日群馬県でナラ枯れが発生したというのが新聞に載っていたが、今後この入札監視委員会の資料に駆除費とかで載ってくるのか。

(森林整備課長)

これまでは新潟県、福島県でも発生しており、防除というのではなく、後追いで枯れた木が道路や歩道等の危険木となった場合に対処していたが、今年度は少額であるが試験的に防除に関する契約をしていることから、そういうものが載ってくる。

(石井委員)

参考資料について、短い期間では判断できないことから最低1年は続けて見たい。場合によっては数年単位でというのが前提である。

今回、競争性の高い新潟地区についての作成であったが、競争が行われていない、あるいは、実質競争者数1というようなところについても着目して作成したら良いと思う。

(事務局)

今回新潟地区について作成したが、他の場所についても検討させていただく。

(治山課長)

前回の委員会で石井委員から質問のあった「天竜署の治山工事で平成21年度と今年に発注した案件について、落札率が80%代から90%代に上がっているがなぜか。」について。直接の原因は仮設費のケーブルクレーンに係る積算の方法が違っていたということである。積算の要素としては、賃料と損料というのがあり、昨年から国では賃料で見るように統一したが、明示していなかったことから、平成21年度は、損料で積算した業者と賃料で積算した業者があり、一部の落札率は低く出ているということである。今年から発注時に明示したことから予定価格に近づいたということである。

委員のご指摘もあったことから、仮設費については何を想定しているのか発注の時に明示するよう、9月から全署等統一で指導した。仮設費の積算が落札率に影響するようなことはないようにしたいと考えている。

今回、業者に対し原因等の聞き取りを直接したことから、牽制機能も発揮したと考える。

(淵上委員長)

ご熱心なご議論、慎重な審理を尽くしていただいた。

今後に向けて研究課題も見えてきたように思う。